第 6 章　まちづくりの推進方策

本計画に基づき、今後のまちづくりを推進し、将来都市像を実現するために、住民や事業者及び行政のまちづくりの参加及び連携が必要となります。

1. まちづくりの推進体制

まちづくりの実現のための、住民や事業者及び行政の役割として以下のように位置づけます。

(1)住民の役割

・波佐見町に在住、在職する人々（以下、住民等)により、まちづくりを進めます。
・住民等は生活に密着した身近な課題から本町の将来を望む構想にいたるまで、疑問点や改善点等を提案します。
・検討、提案された課題等に対して、行政と協働し、その解決にいたる方策の検討を行います。
・住民等で対応すべきことや対応できることは、その受け皿となる自治会等の自治組織において取組を進めます。

(2)事業者の役割

・地域社会の構成員として、住民等と同様にまちづくりの重要な役割を担います。
・地域に貢献する活動を行うとともに、本町のまちづくりの計画を十分に理解し、行政及び住民等との協力関係を築きながら、よりよいまちづくりを支援する役割が求められます。

(3)行政の役割

・本計画の内容を周知、理解してもらうための広報活動を行い、まちづくりをけん引する総合的な調整の役割を担います。計画実施にあたっては住民等参加型の取組を検討、実施します。
・住民等のまちづくり活動を推進するための、体制や支援制度の整備に努めます。
・事業の推進において、国、県、周辺市町等外部の関係機関との協力が必要な場合は、調整や協力を要請します。

2. 都市計画諸制度等の活用

・本計画の方針に基づきまちづくりを進めていくため、土地区画整理事業、開発許可制度、立地適正化計画等の制度を活用し、土地利用や建築物等に対する規制・誘導、各事業等を実施します。
・道路や河川、下水道等の社会基盤施設等に対する補助金を活用し施設等の適切な維持管理を行い、安心・安全なまちづくりを推進します。
・住民等のまちづくりに対する関心を高め、主体的な参加を促すため、都市計画提案制度の活用に向けた取組についても検討します。
・都市計画法に基づく制度以外にも、景観計画や地域防災計画など、他の法令に基づく制度を活用しつつ必要な規制・誘導、各事業等を実施しまちづくりを推進します。

3. まちづくりの進行管理

本計画によるまちづくりを進めるため、また将来都市像を実現するためには、以下のような具体的な取組が必要となります。

(1)住民等を主体としたまちづくりの推進

- 地域包括ケアシステム、医療体制の確保（災害時における医療提供体制を含む）、そして地域活性、観光、産業、農業振興（地産地消の取組）といった多岐にわたる分野において、住民・事業者・行政は良好なパートナーシップを継続し、それぞれの役割分担を適切に遂行します。また、企業等の包括連携協定を進め、行政と民間連携による相乗効果を高めます。
- 自治会長定例会を開催し、課題解決に向けた情報共有を進めます。
- 様々な世代や立場の方々が協力して行う地域のまちづくり活動に対し、まちづくりの専門家の派遣や人材育成、交流の機会の提供等の支援について検討します。
- 波佐見町人づくり・まちづくり事業補助金等を活用し、まちづくりに関する講習会や研修会等、人材の育成のための制度を確立します。
- 本町の住民の一人一人が波佐見町への関心を持ち、まちづくりに参加できるように、ホームページや SNS 等のソーシャルメディアによる様々な分野の情報提供を行い、住民等や事業者のまちづくりに関する意識の高揚に努めます。
- 各種委員への公募委員や女性委員の参画を促進し、多様な視点から政策過程への参画を深めます。また、アンケートやパブリックコメント等を実施し、得られた意見を政策に反映します。
- 波佐見町人づくり・まちづくり事業補助金等により、町や地域の各種イベントについて、地域住民等の参加を呼びかけ、本町が一体となったイベント開催に向けて支援を行います。
- 庁内はもとより、公共交通や窯業振興といった様々な分野において、国、県、周辺市町及び関係機関等との連携強化を図るとともに、情報の交流を一層高めます。
- 西九州させぼ広域都市圏など、関係団体の連携を進め、情報共有サービスの共同化等を検討します。

(2)まちづくりの財源の確保

- 今後のまちづくりは、これまで整備した施設や都市基盤の十分な維持活用を図りつつ、限られた財源と人材を有効かつ効果的に投資していくために、整備の必要性や緊急性、事業化への熟度や効果等、あらゆる角度から検討し、計画的かつ持続可能なまちづくりを進めます。
- 更に、公共施設等総合管理計画をもとに、長期的な展望を見据えながら公共施設等の効率的な維持管理と行政運営に努め、多様な方策により安定した財源の確保に努めます。

(3)国･県等の関係機関との連携強化

- 公共事業の推進や土地利用の誘導規制、防災・減災への対応等について、広域的な対応をとる必要性が高まっていることから、国や県、周辺市町及び関係機関との連携強化を図ります。

(4)各種計画･事業等の把握

- まちづくりや防災・減災に関わる各種計画や公共事業の進捗状況、各地域における土地利用・開発事業の動向、住民ニーズを詳細に把握・整理し、本計画で掲げる目標や方針に沿ったまちづくりを進めます。

(5)都市計画マスタープランのめざすまちづくりの検証、見直し

- 本計画で定めたまちづくりの目標や各種方針については、「第６次波佐見町総合計画」による数値目標等を活用し、実現に向けた取組・達成状況を検証します。

・更に、近年の社会経済状況が変化するスピードの速さに対応するため、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた時には、部分的な見直しを含め、本計画の見直しを適宜行うものとします。

